

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年2月2日	大阪運送株式会社(法人番号5120901034278)代表者藤森 得太郎	大阪府門真市深田町17-8	本社	大阪府門真市深田町17-8	輸送施設の使用停止処分(70日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和5年8月31日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	7	7
令和6年2月5日	名城海陸運輸株式会社(法人番号9340001010237)代表者名城 孝乃	大阪府和泉市上町437番地の1	本社	大阪府和泉市上町437-1	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年5月12日及び同年5月30日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢(安全規則第5条の2)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	4	4
令和6年2月5日	安本 龍男	兵庫県尼崎市大庄北5丁目11-5	本店	兵庫県尼崎市武庫町2丁目18番14号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年11月15日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年2月6日	神澤通商株式会社(法人番号5140001058366)代表者神澤 憲治郎	兵庫県姫路市白浜町宇佐崎南2-30	本社	兵庫県姫路市白浜町宇佐崎南2-30	輸送施設の使用停止処分(90日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和5年6月13日及び同年7月7日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)(6)運転者等台帳【作成】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	9	9
令和6年2月7日	株式会社春名産業(法人番号8122001006634)代表者春名 茂二	大阪府東大阪市箕輪2丁目5番19号	本社	大阪府東大阪市箕輪2丁目5番19号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年11月22日及び同年12月14日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)(2)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0
令和6年2月9日	中垣内運輸株式会社(法人番号5150001010788)代表者中垣内 直樹	奈良県大和高田市中今里町8番58-3号	本社	奈良県大和高田市中今里町8番58-3号	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和5年8月18日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	1	1
令和6年2月14日	有限会社エムテック(法人番号8130002023838)代表者森田 慶一	京都府京都市伏見区横大路一本木45-2	本社	京都府京都市伏見区横大路一本木45-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年12月12日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記録】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0
令和6年2月15日	株式会社関西総合輸送(法人番号7120001154487)代表者圓尾 哲郎	大阪府大阪市港区八幡屋3丁目9番10号	本社	大阪府大阪市港区八幡屋3丁目9番10号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年12月21日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年2月15日	株式会社関運輸(法人番号7140001046963)代表者関清志	兵庫県朝来市佐囊195番地	本社	兵庫県朝来市佐囊195番地	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和5年7月5日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)業務の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	2	2
令和6年2月16日	株式会社B・Sライン(法人番号2120101047653)代表者馬殿進	大阪府岸和田市下野町2丁目11番3	北港	大阪府大阪市此花区北港白津1丁目1番21号	輸送施設の使用停止処分(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年7月19日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	7	7
令和6年2月21日	有限会社興成物流サービス(法人番号6120002079643)代表者瀬戸川勇	大阪府守口市南寺方東通4丁目12番1号	本社	大阪府守口市南寺方東通4丁目28番8号	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和5年5月31日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の5)、(3)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	2	2
令和6年2月22日	株式会社川崎商事(法人番号7120901031298)代表者川崎哲	大阪府高槻市柱本5丁目22	本社	大阪府高槻市柱本5丁目22	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年7月7日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
令和6年2月26日	コーヨー急送株式会社(法人番号3120001110130)代表者西川和宏	大阪市此花区北港白津1-5-73	舞洲	大阪府此花区北港白津1-5-73	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0